

株式会社大隅タクシー 行動計画

(女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法)

当社は社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによってその能力を十分に発揮できるようにするために、次の行動計画を策定します。

1 計画期間

令和 5年(2023年) 10月 1日 ~ 令和 8年(2026年) 9月 30日

2 内容

<女性活躍推進法に基づく目標>

目標1：女性タクシードライバー（フルタイム・パート社員）を5名採用

<対策>

- 令和 5年 9月～ 募集活動に係る広告等予算計画
- 令和 5年 12月～ 求人広告等掲載計画・求人掲載開始
- 令和 7年 2月～ 採用指標見直しと改善

目標2：男性社員の育児休業取得率50%を目指す

<対策>

- 令和 6年 1月～ 育児休業取得運用の見直しと改善
- 令和 6年 10月～ 幹部へ男性部下の育児休業取得制度に関する研修の実施
- 令和 7年 1月～ 全社員への周知及び運用開始

<次世代育成支援対策推進法に基づく目標>

目標1：当社「育児・介護休業規則」に基づき、妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口の開設を行う

<対策>

- 令和 6年 1月～ 相談窓口設置に関する検討
- 令和 6年 3月～ 幹部社員への制度研修、パンフレット等制度周知開始
- 令和 6年 4月～ 相談体制の運用開始

令和5年(2023) 9月 1日 策定

株式会社 大隅タクシー

代表取締役 大隅 正和